

## むつ市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

平成30年 4月26日

むつ市告示第72号

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市の地域福祉計画の策定を円滑に行うため、むつ市地域福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 関係部署の総合調整に関すること。
- (3) 地域福祉に関する施策の連携、調整その他地域福祉の推進のために必要な事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には福祉部長を、副委員長には福祉政策課長を、委員には子どもみらい部長、健康づくり推進部長、防災安全課長、企画調整課長、市民連携課長、財務課長、高齢者福祉課長、生活福祉課長、障がい福祉課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、予防・医療課長、子ども家庭課長、子育て支援課長、都市計画課長、まちづくり推進課長、教育委員会事務局総務課長、教育委員会事務局学校教育課長並びに川内庁舎、大畑庁舎及び脇野沢庁舎の市民生活課長並びに必要に応じて委員長が指名する者を充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議

長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討委員会に、むつ市地域福祉計画策定検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員(財務課長を除く。)が所属職員から推薦する者及び必要に応じて委員長が指名する者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、副委員長が招集し、これを主宰する。

(所掌事項)

第8条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に必要な資料の収集
- (2) 地域福祉計画の策定に必要な調査研究及び研修
- (3) 地域福祉計画の策定に必要な資料、研究結果等の検討委員会への報告

(事務局)

第9条 検討委員会及びワーキンググループの事務局は、福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。